

ダイワTOPIXインデックス(ダイワSMA専用)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

信託期間 : 2017年2月16日 から 無期限  
決算日 : 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)  
基準日 : 2026年8月31日  
回数コード : 4660

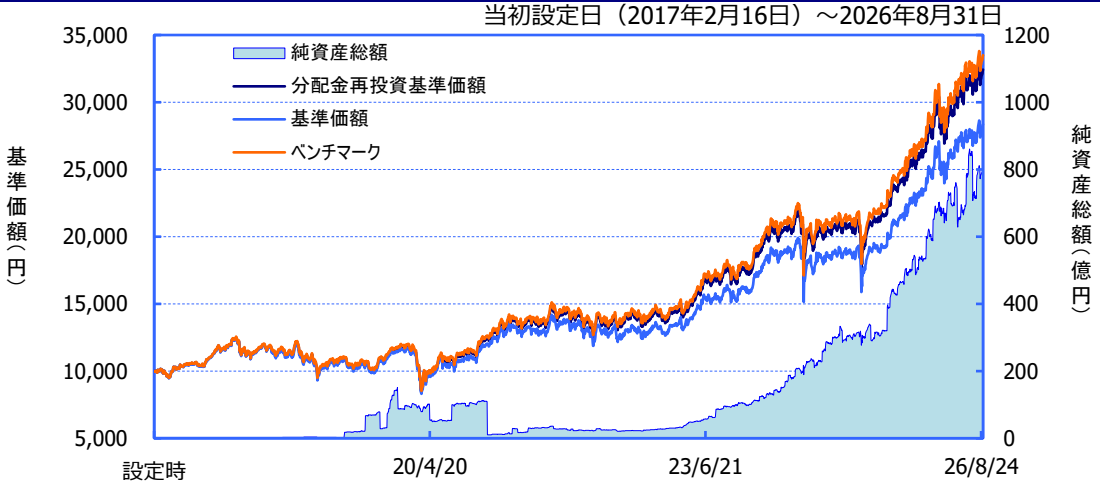
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2026年8月31日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 28,365 円 |
| 純資産総額 | 800億円    |

| 期間別騰落率 |          |          |
|--------|----------|----------|
| 期間     | ファンド     | ベンチマーク   |
| 1か月間   | +3.8 %   | +3.9 %   |
| 3か月間   | +5.1 %   | +5.2 %   |
| 6か月間   | +6.6 %   | +6.8 %   |
| 1年間    | +37.8 %  | +38.3 %  |
| 3年間    | +89.3 %  | +91.2 %  |
| 5年間    | +135.3 % | +139.3 % |
| 10年間   | -----    | -----    |
| 設定来    | +224.2 % | +234.9 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金実績があった場合に、当該分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンド費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※当ファンドはTOPIX(東証株価指数・配当込み)をベンチマークとしていますが、同指数を上回る運用成果を保証するものではありません。  
※グラフ上のベンチマークは、グラフの起点時の分配金再投資基準価額に基づき指数化しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 資産別構成       |       |       | 株式 業種別構成 |         | 合計97.2% |
|-------------|-------|-------|----------|---------|---------|
| 資産          | 銘柄数   | 比率    | 東証33業種名  | 比率      |         |
| 国内株式        | 1,630 | 97.2% | 電気機器     | 20.1%   |         |
| 国内株式先物      | 1     | 2.7%  | 銀行業      | 12.2%   |         |
| 不動産投資信託等    | ---   | ---   | 卸売業      | 7.2%    |         |
| コール・ローン、その他 |       | 2.8%  | 情報・通信業   | 6.1%    |         |
| 合計          | 1,631 | ---   | 機械       | 5.6%    |         |
| 株式 市場・上場別構成 |       |       | 輸送用機器    | 5.0%    |         |
| 合計97.2%     |       |       | 化学       | 4.4%    |         |
| 東証プライム市場    |       | 97.0% | サービス業    | 4.3%    |         |
| 東証スタンダード市場  |       | 0.3%  | 小売業      | 3.7%    |         |
| 東証グロス市場     |       | 0.0%  | その他      | 28.7%   |         |
| 地方市場・その他    |       | ---   |          |         |         |
| 組入上位10銘柄    |       |       | 合計24.1%  |         |         |
|             |       |       | 銘柄名      | 東証33業種名 | 比率      |

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 三菱UFJフィナンシャルG  | 銀行業   | 3.8% |
| TOPIX 先物 0809月 | ---   | 2.7% |
| トヨタ自動車         | 輸送用機器 | 2.6% |
| 三井住友フィナンシャルG   | 銀行業   | 2.5% |
| 日立             | 電気機器  | 2.3% |
| ソニーグループ        | 電気機器  | 2.3% |
| リクルートホールディングス  | サービス業 | 2.2% |
| 東京エレクトロン       | 電気機器  | 2.0% |
| みずほフィナンシャルG    | 銀行業   | 2.0% |
| アドバンテスト        | 電気機器  | 1.7% |

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

| 決算期(年/月) |         | 分配金  |
|----------|---------|------|
| 第1期      | (17/06) | 30円  |
| 第2期      | (18/06) | 110円 |
| 第3期      | (19/06) | 30円  |
| 第4期      | (20/06) | 200円 |
| 第5期      | (21/06) | 190円 |
| 第6期      | (22/06) | 270円 |
| 第7期      | (23/06) | 210円 |
| 第8期      | (24/06) | 240円 |
| 第9期      | (25/06) | 360円 |
| 第10期     | (26/06) | 490円 |

分配金合計額 設定来: 2,130円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

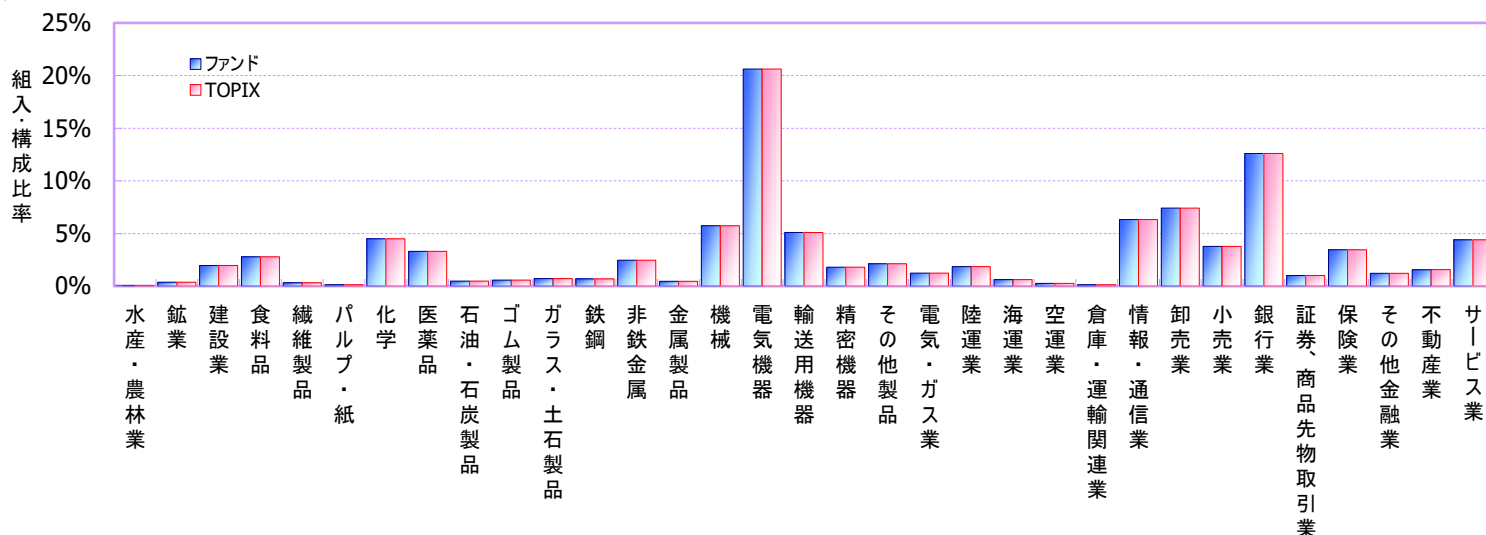
大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人資産運用業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

加入協会



## 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

## 【株式市況】

国内株は上昇しました。需給改善や米ハイパースケーラーの好調な決算を受け、過剰投資懸念の後退を背景に、AI・半導体関連株が買い戻され、月半ばにかけて相場をけん引しました。その後は、国内長期金利の上昇がグロース株を中心に株式バリュエーションの重荷となり、相場が急落する場面も見られました。もっとも、金利上昇が一服すると、幅広い業種で4-6月期決算が良好だったこともあり、月末にかけて堅調に推移しました。

各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

ダイワTOPIXインデックス(ダイワSMA専用): TOPIXインデックス

ダイワ日経225インデックス(ダイワSMA専用): 日経225インデックス

ダイワ外国株式インデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国株式インデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国株式インデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国株式インデックス(為替ヘッジなし)

ダイワ日本債券インデックス(ダイワSMA専用): 日本債券インデックス

ダイワ外国債券インデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国債券インデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国債券インデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国債券インデックス(為替ヘッジなし)

ダイワJ-REITインデックス(ダイワSMA専用): J-REITインデックス

ダイワ外国REITインデックス(為替ヘッジあり)(ダイワSMA専用): 外国REITインデックス(為替ヘッジあり)

ダイワ外国REITインデックス(為替ヘッジなし)(ダイワSMA専用): 外国REITインデックス(為替ヘッジなし)

「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指していうものとします。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・特定の指数の動きに連動する投資成果をめざすマザーファンドを通じて、特定の有価証券に投資し、各市場の動きを反映した投資成果をめざして運用を行ないます。

特定の指数：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

マザーファンド：トピックス・インデックス・マザーファンド

### ファンドの特色

- ・当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。  
当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。
- ・各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的な運用を行ないます。
- ・毎年 6 月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

- ①配当込み TOPIX の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。
- ② J P X は、同指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、同指数の指数値の算出もしくは公表の停止または同指数にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ③ J P X は、同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の同指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ J P X は、当社または本件商品の購入者のニーズを同指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                          |                                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価の変動<br>（価格変動リスク・信用リスク） | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| その他                      | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因になります。                                     |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 《ファンドの費用》

### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                               | 費用の内容 |
|---------|-----------------------------------|-------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>※徴収している販売会社はありません。 | —     |
| 信託財産留保額 | ありません。                            | —     |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                         | 料率等                                   | 費用の内容                                                                     |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| TOPIXインデックス             | <u>年率0.341%</u><br><u>(税抜0.31%)</u>   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委託会社                                  | 年率0.19%                                                                   |
|                         | 販売会社                                  | 年率0.10%                                                                   |
|                         | 受託会社                                  | 年率0.02%                                                                   |
| 日経225インデックス             | <u>年率0.341%</u><br><u>(税抜0.31%)</u>   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委託会社                                  | 年率0.19%                                                                   |
|                         | 販売会社                                  | 年率0.10%                                                                   |
|                         | 受託会社                                  | 年率0.02%                                                                   |
| 外国株式インデックス<br>(為替ヘッジあり) | <u>年率0.4455%</u><br><u>(税抜0.405%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委託会社                                  | 年率0.285%                                                                  |
|                         | 販売会社                                  | 年率0.10%                                                                   |
|                         | 受託会社                                  | 年率0.02%                                                                   |
| 外国株式インデックス<br>(為替ヘッジなし) | <u>年率0.4455%</u><br><u>(税抜0.405%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委託会社                                  | 年率0.285%                                                                  |
|                         | 販売会社                                  | 年率0.10%                                                                   |
|                         | 受託会社                                  | 年率0.02%                                                                   |

運用管理費用(信託報酬)

|                         |                         | 料率等                                                                                                            | 費用の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------|------|------|-------|----------|---------|---------|-------|----------|---------|---------|
| 運用管理費用(信託報酬)            | 日本債券インデックス              |                                                                                                                | <p>年率0.3355%<br/>(税抜0.305%)以内</p> <p>運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。</p> <p>上記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)(当初設定日から2017年3月10日(休業日の場合翌営業日)までの期間については当初設定日の前営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。<br/>(新発10年国債の利回りが)<br/>イ. 1%未満の場合……………年率0.1485%(税抜0.135%)<br/>ロ. 1%以上の場合……………年率0.3355%(税抜0.305%)</p> |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 委 託 会 社                 | 配分については、<br>下記参照                                                                                               | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 販 売 会 社                 |                                                                                                                | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 受 託 会 社                 |                                                                                                                | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         |                         |                                                                                                                | <table><tr><td>〈運用管理費用の配分〉<br/>(税抜)(注1)</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>前イの場合</td><td>年率0.075%</td><td>年率0.05%</td><td>年率0.01%</td></tr><tr><td>前ロの場合</td><td>年率0.185%</td><td>年率0.10%</td><td>年率0.02%</td></tr></table>                                                                                                                      | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜)(注1)                            | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 前イの場合 | 年率0.075% | 年率0.05% | 年率0.01% | 前ロの場合 | 年率0.185% | 年率0.10% | 年率0.02% |
|                         | 〈運用管理費用の配分〉<br>(税抜)(注1) | 委託会社                                                                                                           | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 受託会社                                               |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 前イの場合                   | 年率0.075%                                                                                                       | 年率0.05%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.01%                                            |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 前ロの場合                   | 年率0.185%                                                                                                       | 年率0.10%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 年率0.02%                                            |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 外国債券インデックス<br>(為替ヘッジあり) |                                                                                                                | <p>年率0.418%<br/>(税抜0.38%)</p> <p>運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委 託 会 社                                                                                                        | 年率0.26%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| 販 売 会 社                 |                         | 年率0.10%                                                                                                        | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| 受 託 会 社                 |                         | 年率0.02%                                                                                                        | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| 外国債券インデックス<br>(為替ヘッジなし) |                         | <p>年率0.418%<br/>(税抜0.38%)</p> <p>運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委 託 会 社                 | 年率0.26%                                                                                                        | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 販 売 会 社                 | 年率0.10%                                                                                                        | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 受 託 会 社                 | 年率0.02%                                                                                                        | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| J-REITインデックス            |                         | <p>年率0.341%<br/>(税抜0.31%)</p> <p>運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)      | 委 託 会 社                 | 年率0.19%                                                                                                        | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 販 売 会 社                 | 年率0.10%                                                                                                        | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |
|                         | 受 託 会 社                 | 年率0.02%                                                                                                        | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                    |      |      |      |       |          |         |         |       |          |         |         |

|              |                           |         | 料率等                                                                       | 費用の内容                                                                     |
|--------------|---------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬) | 外国REITインデックス<br>(為替ヘッジあり) |         | <u>年率0.4345%</u><br><u>(税抜0.395%)</u>                                     | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
|              | 配分<br>(税抜)<br>(注1)        | 委 託 会 社 | 年率0.275%                                                                  | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |
|              |                           | 販 売 会 社 | 年率0.10%                                                                   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |
|              |                           | 受 託 会 社 | 年率0.02%                                                                   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |
|              | 外国REITインデックス<br>(為替ヘッジなし) |         | <u>年率0.4345%</u><br><u>(税抜0.395%)</u>                                     | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
|              | 配分<br>(税抜)<br>(注1)        | 委 託 会 社 | 年率0.275%                                                                  | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |
|              |                           | 販 売 会 社 | 年率0.10%                                                                   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |
|              |                           | 受 託 会 社 | 年率0.02%                                                                   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |
| その他の費用・手数料   |                           | (注2)    | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |                                                                           |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託およびETFは市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                               |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                           |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                           |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                        |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）                                                                                                                                                           |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                             |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                        |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。                                                                                          |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・特定の指数が改廃された場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。                                                                                                                                                   |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。           |

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号            | 加入協会    |                   |                     |                        |
|--------------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|---------------------|------------------------|
|                                |          |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
| 大和証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号 | ○       | ○                 | ○                   | ○                      |